

教育委員会会議次第

令和6年3月22日(金)
午前9時00分～
函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第15号 函南町教育委員会町職員の人事異動について
- 議案第16号 函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について
- 議案第17号 函南町学校運営協議会委員の委嘱について
- 議案第18号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 議案第19号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 議案第20号 かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第21号 函南町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第22号 函南町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第23号 スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の一部改正について
- 議案第24号 函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について
- 議案第25号 要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

- ア チェンバロ☆コンサート23 byチェンバロファンシアーズ
- イ 国際交流&イングリッシュキャンプ

次回委員会開催予定

定例会 令和6年4月23日(火) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和6年3月22日（金）

月日	曜日	内 容
3月1日	金	・企画会議(9:00～)
3月4日	月	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～) ・臨時町内校長会(16:00～)
3月5日	火	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～) ・特別支援コーディネーター研修会(14:00～)
3月7日	木	・臨時町内校長会(15:30～)
3月8日	金	・静岡県立伊豆の国特別支援学校高等部卒業式(10:00～) ・第5回函南町不登校連絡協議会(14:30～)
3月11日	月	・函南町防災会議(14:00～)
3月12日	火	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～) ・能登半島地震災害派遣職員報告会・防災研修(14:00～)
3月13日	水	・課長等連絡会議(8:30～)
3月14日	木	・静岡茶愛飲県民会議(10:00～)
3月16日	土	・かんなみ女性の会総会(13:00～)
3月18日	月	・課長等連絡会議(14:00～) ・企画会議(15:00～)
3月19日	火	・町内小学校卒業式(9:00～) ・町内中学校卒業式(13:00～)
3月21日	木	・函南町教育支援センター運営協議会(10:00～) ・第2回社会教育委員会兼公民館運営審議会(13:30～)
3月22日	金	・定例教育委員会(9:00～) ・第2回函南町総合教育会議(13:10～)

議案第15号

函南町教育委員会町職員の人事異動について

函南町教育委員会町職員の令和6年4月1日発令人事異動を別紙のとおりとした
いので、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年3月13日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員の
異動について、教育委員会に承認を求めるものです。

人事異動内示

令和6年3月13日
 函南町教育委員会

○ 行政職等

【課長級】

新任	氏名	旧任	備考
環境衛生課長	飯島 美貴	生涯学習課長	教育委員会から出向
生涯学習課長	森田 裕之	総務課課長補佐兼防災監	昇格 教育委員会へ出向

【係長級】

新任	氏名	旧任	備考
地域安全課係長	胡麻鶴泰孝	学校教育課係長	教育委員会から出向
学校教育課係長	井野 香織	学校教育課主査	昇格
学校教育課係長	力石 規行	建設課係長	教育委員会へ出向
生涯学習課係長	戸田 英佑	生涯学習課主査	昇格

【主事級】

新任	氏名	旧任	備考
産業振興課主事	木内 由季	生涯学習課主事	教育委員会から出向
学校教育課主事	秋山英利子	福祉課主事	教育委員会へ出向

○ 学校栄養士

新任	氏名	旧任	備考
函南中学校主任栄養士	河邊 裕美	函南中学校主任栄養士	昇格（4級主任栄養士）
函南小学校主任栄養士	西島絵里子	函南小学校栄養士	昇格（3級主任栄養士）

○ 新規採用職員

新任	氏名	備考
学校教育課参事	望月万起子	新規採用職員 静岡県教育委員会(大仁中学校)から出向
生涯学習課主事補	宮林 佳穂	新規採用職員 教育委員会へ出向

○ 退職者等（前職）

所属等	氏名	備考
学校教育課参事	若月 哲也	令和6年3月31日付 静岡県教育委員会(函南中学校)に帰任
生涯学習課主査	林 しのぶ	令和6年3月31日付 依願退職
学校教育課主事	石川奈緒美	令和6年3月31日付 依願退職
自由ヶ丘幼稚園用務員	西原 直子	令和6年3月31日付 任期満了（再任用職員）

【役職定年】

新任	氏名	旧任	備考
学校教育課主査	杉山 恵子	自由ヶ丘幼稚園園長	4級主査
二葉こども園用務員	室伏由美子	二葉こども園用務員	

○ 再任用（3年目）

所属等	氏名	備考
生涯学習課主事	牧野 満枝	図書館 任用期間：令和7年3月31日まで

※ 静岡県教育委員会からの出向者については後日内示

人事異動内示(函南町)

令和6年3月22日
函南町教育委員会

○ 教育委員会（事務局）

【課長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
学校教育課参事	望月万起子	静岡県教育委員会	

【新規採用職員】

新 任	氏 名	備 考
学校教育課参事	望月万起子	静岡県教育委員会より出向

【退職者】

所 属	氏 名	備 考
学校教育課参事	若月哲也	令和6年3月31日付 依願退職 静岡県教育委員会へ

議案第16号

函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について

函南町教育委員会町職員（教諭）の令和6年4月1日発令人事異動を別紙のとおりしたいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年3月13日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員（教諭）について、教育委員会に承認を求めるものです。

人事異動内示（教諭）

令和6年3月13日

函南町教育委員会

○ 幼稚園

新任	氏名	旧任	備考
自由ヶ丘幼稚園園長	遠藤 弘美	春光幼稚園園長	昇格（6級園長）
春光幼稚園園長	井出 真琴	春光幼稚園主任教諭	昇格（5級園長）
丹那幼稚園園長	渡邊 雅子	丹那幼稚園主任教諭	昇格（5級園長）
春光幼稚園主任教諭	須山 朋美	西部保育園主任保育士	昇格（4級主任教諭） 町長部局から出向
丹那幼稚園主任教諭	高柳 紀子	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	渡辺由香理	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	昇格（4級主任教諭）
春光幼稚園主任教諭	杉本しお梨	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	
二葉こども園主任教諭	岡田 香奈	間宮幼稚園主任教諭	
間宮幼稚園主任教諭	齋藤 知代	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	吉岡 裕香	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	辻 佑香	西部保育園保育士	昇格（3級主任教諭） 町長部局から出向
丹那幼稚園教諭	神田ちひろ	三島函南広域行政組合 保育士	三島函南広域行政組合から帰任
間宮幼稚園教諭	渡邊 美穂	自由ヶ丘幼稚園教諭	
自由ヶ丘幼稚園	中村 友紀	西部保育園保育士	町長部局から出向
みのり幼稚園教諭	豊田 萌絵	西部保育園保育士	町長部局から出向
二葉こども園教諭	加藤 未来	二葉こども園教諭	昇格（主事級）

○ 新規採用職員

新任	氏名	旧任
二葉こども園教諭	松田 真奈	新規採用職員 町長部局から出向

○ 退職者等（前職）

所属等	氏名	備考
丹那幼稚園園長	富岡 明子	令和6年3月31日付 依願退職
二葉こども園教諭	鈴木 彩夏	令和6年3月31日付 依願退職
みのり幼稚園教諭	露木 純子	令和6年3月31日付 任期満了（再任用職員）

【役職定年】

新任	氏名	旧任	備考
学校教育課主査	杉山 恵子	自由ヶ丘幼稚園園長	4級主査

○ 保育園

新任	氏名	旧任	備考
西部保育園主任保育士	後藤 亜矢	春光幼稚園主任教諭	町長部局へ出向
西部保育園主任保育士	藤澤 昭子	二葉こども園主任教諭	町長部局へ出向
西部保育園保育士	土屋 奏	みのり幼稚園教諭	昇格（2級保育士） 町長部局へ出向

○ 派遣・出向等

所属	氏名	旧任	備考
三島函南広域行政組合 主任保育士	横山恵理子	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	派遣 若葉保育園
三島函南広域行政組合 主任保育士	秋山里奈美	間宮幼稚園教諭	昇格（3級主任保育士） 派遣 若葉保育園

議案第 17 号

函南町学校運営協議会委員の委嘱について

函南町学校運営協議会規則（令和 2 年函南町教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定により、別紙の者を函南町学校運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日を以て満了となるため、各小中学校から新たに推薦があった委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

令和6年3月1日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立函南小学校

校長 藤原 啓

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度 函南小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属 性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	いなば ゆうこ 稲葉 優子	女		1	再任		読み聞かせボランティア 民生児童委員
2	つじ まさと 辻 真人	男		1	再任		函南小おやじの会代表
3	かとう ひとみ 加藤 ひとみ	女		4	再任		学識経験者
4	いしい まさたか 石井 雅隆	男		2	再任		前PTA会長
5	やまもと てつや 山本 哲也	男		2	新任		R6PTA 会長
6	こうち かおり 河内 香織	女		2	新任		R6PTA 役員
7	みずばやし あや子 水林 あや子	女		3	新任		地域学校協働活動推進員
8	つじ 洋幸 辻 洋幸	男		1	新任		R6 仁田区長

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年2月29日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立丹那小学校
校長 土屋 貴俊

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度丹那小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名前	性別	年齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住所	備考
1	かきぬま にんしょう 柿沼 忍 昭	男		4	再任		R5 年度CS会長
2	なかがわ ひろき 仲川 裕 樹	男		1	再任		R5 年度CS副会長 元PTA会長
3	おおつか よしお 大塚 佳 央	男		1	再任		令和5年度PTA会長
4	いしかわい ぎょうき 石川イザツキ かずひろ 和 広	男		2	新任		令和6年度PTA会長
5	にしむら ともよ 西村 知 世	女		1	再任		読み聞かせ・クラブ講師
6	かみお なおひろ 神尾 尚 宏	男		1	再任		農作指導員
7	うちだ としみつ 内田 利 光	男		1	再任		函南東部農協青年部 元PTA会長
8	みぞぐち やすもと 溝口 靖 基	男		1	新任		Dream サポーター・元PTA会長
9	いとう よしかず 伊藤 嘉 一	男		4	新任		酪農王国(株) 執行役員
10				1	新任		丹那区区長会長
11	やぎ りゅうじ 八木 隆 二	男		1	新任		元PTA会長
12	わたなべ まさこ 渡邊 雅 子	女		5	新任		丹那幼稚園長
13	いしづがわ たつや 石津川 龍 也	男		5	再任		丹那駐在所員
14	やまだ まさひこ 山田 正 彦	男		3	再任		地域学校協働活動推進員

No.10の委員には、令和6年度の丹那区区長会長を充てます。決定次第報告します。

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年2月14日

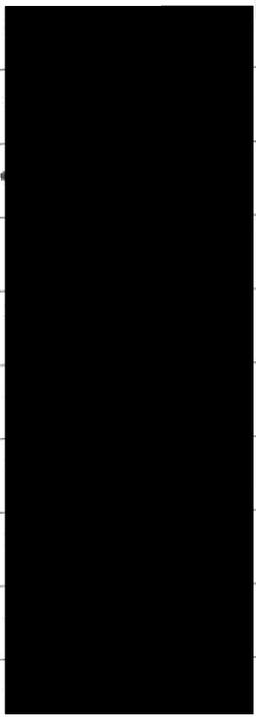
函南町教育委員会教育長 様

函南町立桑村小学校

校長 渡邊 衛

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度桑村小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属 性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1 松井 保樹	男		1	再任		元学校評議員
2 鈴木 薫	女		3	再任		地域学校協働活動推進員
3 石渡 栄	男		1	再任		元学校評議員 花咲おやじの会会長
4 米川 清詞	男		1	再任		元学校評議員
5 加藤 淳子	女		1	新任		北部児童保育所 指導員
6 加藤 章裕	男		1	新任		桑原区長
7 三浦 尊	男		1	新任		冷川区長
8 高田 光大	男		1	再任		大竹駐在所
9 山口 真矢	男		2	再任		PTA会長
10 黒瀬 直子	女		2	新任		PTA副会長
11						
12						

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年2月29日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立東小学校
校長 松下八十二

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度函南町立東小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属 性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	長谷川 園枝	女		3	再任		地域学校協働活動推進員
2	せりた としお 芹田 俊男	男		1	再任		保護司クールアドバイザー
3	わかすぎ たけし 若杉 猛	男		2	再任		R5 P T A会長
4	たかだ あいこ 高田 藍子	女		2	新任		R6 P T A会長
5	わたなべ あゆみ 渡邊 歩	女		5	再任		主任児童委員
6	わたなべ たかし 渡辺 隆司	男		1	再任		人権擁護委員
7	らち けいこ 埴 啓子	女		1	再任		介護職
8	さかもと ふじお 坂本 富士雄	男		1	新任		R6 平井区長
9	うちだ かずひろ 内田 和弘	男		1	新任		第6分団長
10	きしばた やすこ 岸端 康子	女		1	再任		元民生委員
11	あかち つとむ 赤地 勉	男		1	新任		サッカー少年団
12	えんどう ひろみ 遠藤 弘美	女		5	新任		自由ヶ丘幼稚園長

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年3月5日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立西小学校

校長 久保田正基

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度西小学校学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名 前	性別	年齢	属性(※1)	委員歴(※2)	住 所	備 考
1	ひろた みつこ 廣田 光子	女		1	新任		民生委員
2	おおすみ しげのり 大隅 薫典	男		1	新任		商工会
3	はすぬま かついち 蓮沼 勝一	男		1	再任		スクールアドバイザー
4	いざお たつや 伊澤 竜也	男		1	再任		スクールアドバイザー R5CS 会長
5	あしかわ よしひろ 芦川 義浩	男		1	再任		キッズサポーターズ (おやじの会) 会長
6	にしやま 洋平 西山 洋平	男		1	再任		地域住民代表
7	はやし ますひろ 林 泰裕	男		2	新任		P T A会長
8	たな井 いくお 棚井 郁夫	男		3	再任		地域学校協働活動推進員
9	たかぎ はじめ 高木 基	男		1	新任		警察ボランティア

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年 3月4日

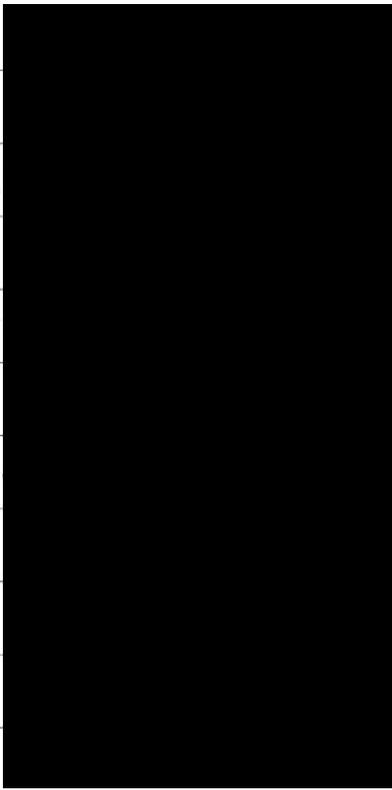
函南町教育委員会教育長 様

函南町立函南中学校

校長 平野 好一

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度 函南町立函南中学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属 性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	やまもと ようし 山本 要司	男		4	新規		学識経験者
2	たない いくお 棚井 郁夫	男		3	再任		地域学校協働推進員
3	なかむら ゆうすけ 中村 祐介	男		2	再任		P会長
4	むなかた しんや 宗像 真也	男		2	新規		P副会長
5	ながさわ つとむ 長澤 務	男		1	新規		間宮区長
6	はすぬま しょういち 蓮沼 勝一	男		1	再任		R5CS 会長
7	いざわ たつや 伊澤 竜也	男		1	再任		スクールアドバイザー
8	やまもと やすひこ 山本 恭彦	男		1	再任		元八ツ溝区長
9	ひとすが あきひろ 仁管 昭浩	男		1	新規		塚本区長
10	すわべ たかし 諏訪部 孝志	男		1	新規		八ツ溝区長
11	たかぎ はじめ 高木 基	男		1	新規		警察ボランティア

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和6年2月27日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立東中学校
校長 樋口 正則

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和6年度 東中学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名前	性別	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住所	備考
1	はせがわそのえ 長谷川園枝	女	3	再任		地域学校協働活動推進委員
2	すずき かおる 鈴木 薫	女	4	再任		有識者
3	たかはし かずみ 高橋 和美	男	2	新任		PTA会長
4	やまざき かいじゆん 山崎 海淳	男	1	再任		前PTA会長
5	ふじさわ なおき 藤澤 直樹	男	2	再任		元PTA会長
6	やた おさひろ 矢田 長春	男	4	再任		かんなみ仏の里美術館館長
7	むとう りようじ 武藤 亮二	男	1	新任		地域住民 有識者
8	むかき しのお 向笠 忍	女	1	再任		元PTA役員
9	すずき えつろう 鈴木 悦郎	男	1	新任		スクールアドバイザー

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

○函南町学校運営協議会規則

令和2年1月27日教委規則第1号

改正

令和2年10月21日教委規則第8号

函南町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、函南町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の運営に関して函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校支援等を通じた学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校、保護者、地域住民等の相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する目的を達成できると認める場合には、協議会を設置しようとする学校の校長、地域住民、保護者等の意向を踏まえた上で、協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、対象学校（当該学校運営協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意向を反映するよう努めるものとする。

(名称)

第4条 協議会の名称は、協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の目指す協議会像を表現したものとなるよう、学校ごとに定めることができる。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から2年とし、再任することを妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）の定めるところによる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(基本的な方針の承認)

第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の教育課程の編成に関する事。
- (2) 当該対象学校の学校経営計画に関する事。
- (3) 当該対象学校の組織編成に関する事。
- (4) 当該対象学校の学校予算の編成及び執行に関する事。
- (5) 当該対象学校の施設管理及び施設設備等の整備に関する事。

(運営等についての意見)

第10条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に意見を述べるができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(組織等)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局は、これを対象学校に置く。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 議長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 校長は、議長と協議の上、会議に対象学校の職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒等の個人情報に関する事項について協議する場合
 - (2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
 - 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等の機会を設けるものとする。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(学校関係者評価と情報提供)

第16条 協議会は、少なくとも毎年度1回の学校関係者評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、協議会の活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 校長は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 解任に相当する事由があると認めるとき。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月21日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出
函南町教育長 久保田浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和6年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和6年度 函南町就学支援委員（案）

番	氏名	勤務先	職名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医師	条例第3条第1号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be Heart	臨床心理士	条例第3条第3号
3		函南中学校	校長	条例第3条第4号
4		東中学校	校長	条例第3条第4号
5		函南小学校	校長	条例第3条第4号
6		丹那小学校	校長	条例第3条第4号
7		桑村小学校	校長	条例第3条第4号
8		東小学校	校長	条例第3条第4号
9		西小学校	校長	条例第3条第4号
10			園長代表	条例第3条第6号
11			特別支援学級代表 (小学校・知的)	条例第3条第5号
12			特別支援学級代表 (中学校・自情)	条例第3条第5号
13			通級指導教室代表	条例第3条第5号
14		伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第3条第3号
15		健康づくり課	保健師	条例第3条第2号
16	万城目浩子	子育て支援課	臨床心理士	条例第3条第3号 及び第7号
17	松田かおる	学校教育課	公認心理師	条例第3条第3号

○函南町就学支援委員会設置条例（抜粋）

昭和54年2月27日 条例第10号

函南町就学支援委員会設置条例

（設置、目的）

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- （2）児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- （3）静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- （4）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- （1）医師
- （2）保健師
- （3）特別支援教育に関して識見を有する者
- （4）函南町立学校の校長
- （5）函南町立学校の特別支援学級の担当者
- （6）函南町立幼稚園の代表園長
- （7）児童福祉関係者
- （8）その他必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

議案第19号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱又は任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和6年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和6年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員（案）

○敬称略

番	氏名	勤務先	職名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第3条第3号
2		中学校	校長(中学校長代表)	要綱第3条第1号
3		小学校	校長(小学校長代表)	要綱第3条第1号
4		幼稚園	園長(幼稚園長代表)	要綱第3条第2号
5		静岡少年鑑別所		要綱第3条第7号
6		静岡県東部児童相談所		要綱第3条第4号
7		静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第3条第5号
8		函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第3条第7号
9		三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第3条第6号
10		三島警察署生活安全課	生活安全係長	要綱第3条第6号
11		三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第3条第6号
12		三島警察署函南町交番		要綱第3条第6号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第3条第6号
14	谷本 弘二	静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第3条第7号
15	芹田 俊男	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
16	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
17		函南中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
18		東中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
19		函南小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
20		丹那小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
21		桑村小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
22		東小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
23		西小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
24	高谷 由紀恵	子育て支援課	係長	要綱第3条第7号
25	松田 かおる	教育支援センター	教育相談員	要綱第3条第7号
26	佐藤 香	教育支援センター	スクールソーシャルワーカー	要綱第3条第7号

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

議案第 20 号

かんなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成 24 年函南町条例第 9 号）の規定により、別紙の者をかんなみ仏の里美術館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

かんなみ仏の里美術館運営審議会委員 9 人全員の委嘱期間が、令和 6 年 3 月 31 日付けで任期満了となるため。

かなみ仏の里美術館運営審議会委員名簿（案）

（任期）令和6年4月1日から令和8年3月31日

	氏名	役職	住所	連絡先	所属	備考
1	関本 光泰				あまぎ認定こども園	再任
2	富永 和彦				函南町社会教育委員会委員長	再任
3	栗生 明				千葉大学名誉教授	再任
4	清水 眞澄				三井記念美術館長	再任
5	岩佐 光晴				成城大学文芸学部教授	再任
6	佐藤 聡彦				日本大学短期大学部 ビジネス教養学科 教授	再任
7	加藤 章裕				令和6年度桑原区長	新任
8	佐藤 泰博				函南町文化協会会長	再任
9	薄井 充裕				中央大学総合政策学部 客員教授	再任

○かんなみ仏の里美術館運営審議会規則

平成 24 年 3 月 30 日教委規則第 4 号

かんなみ仏の里美術館運営審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成 23 年函南町条例第 18 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、かんなみ仏の里美術館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、必要と認める事項につき意見を具申する。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、函南町教育委員会が委嘱し、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、館長の諮問に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

函南町文化財保護審議会委員の委嘱について

函南町文化財保護条例（昭和 46 年函南町条例第 15 号）の規定により、別紙の者を函南町文化財保護審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 6 年 3 月 31 日付けで任期満了に伴い、1 名が退任し、その後任 1 名を含む委員 6 名の委嘱について教育委員会の承認を求めるものです。

任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

函南町文化財保護審議会委員候補者 (案)

候補者氏名	住所若しくは所属課	任 期	備 考
すずき ふみや 鈴木 二三哉		令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	新任

函南町文化財保護審議会の新任委員候補者（案）

鈴木 二三哉（すずき ふみや）

・ 専門—社会科（中世史）

現在・伊豆の国市立葦山中学校評議委員

経歴・元伊豆の国市立葦山中学校長

函南町文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期）令和3年4月1日から令和6年3月31日

氏 名	住 所	電話番号	分 野	備 考
やまうち まさお 山内 雅夫			有形文化財(工芸品) 無形文化財(工芸技術)	再 任
			函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備 委員会委員長	
きこだ のぶゆき 迫田 信行			有形文化財 記念物	再 任
			三島市文化財保護審議会副会長 三島市郷土資料館運営協議会委員長 (元公立小学校長)	
ますじま じゅん 増島 淳			記念物(地質鉱物)	再 任
			静岡県地学会東部支部長 三島市郷土資料館運営協議会委員 (元公立高等学校教頭)	
さとう たかこ 佐藤 孝子			有形文化財(美術・工芸、 民俗)	再 任
			三島市文化財保護審議会委員 FMラジオ・ボイスQパーソナリ テイ	
さいとう けん 齋藤 健			記念物(生物)	再 任
			静岡県立看護専門学校 講師 (元公立中学校教諭)	
すずき ふみや 鈴木 二三弥			有形文化財(日本史・中世史)	新 任
			伊豆の国市立葦山中学校評議委員 (元公立中学校長)	

函南町文化財保護審議会退任者名簿

(任期) 令和3年4月1日から令和6年3月31日

氏 名	分 野	備 考
<small>すずき</small> 鈴木 <small>かつひこ</small> 勝彦	有形文化財(古文書) 三島市文化財保護審議会会長 前かんなみ仏の里美術館館長 (元公立中学校長)	退 任

○函南町文化財保護条例

昭和46年6月15日条例第15号

改正

昭和53年2月21日条例第6号

昭和61年12月22日条例第33号

函南町文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第6章 函南町文化財保護審議会

(設置)

第21条 第1条の目的を達成するため、委員会に町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第22条 審議会は、委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、これらの事項について委員会に建議する。

(組織)

第23条 文化財保護審議委員の定数は、10人以内とする。

- 2 文化財保護審議委員は、学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 3 文化財保護審議委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代理する。

(議事)

第25条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

の日から施行する。

議案第 22 号

函南町スポーツ推進委員の委嘱について

函南町スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年函南町教育委員会規則第 1 号）の規定により別紙の者を函南町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日を以て満了となるため、委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

令和6年度 函南町スポーツ推進委員会 再任・新任者名簿（案）

No.	区分	氏名	(よみがな)	任期
1	再任	坂上 敬治	さかうえ けいじ	R6.4～R8.3
2	再任	飯田 拓也	いいだ たくや	R6.4～R8.3
3	再任	伊藤 仁美	いとう ひとみ	R6.4～R8.3
4	再任	上杉 綾子	うえすぎ あやこ	R6.4～R8.3
5	再任	山地 正訓	やまじ まさのり	R6.4～R8.3
6	再任	鈴木 省三	すずき しょうぞう	R6.4～R8.3
7	再任	飯田 洋市	いいだ よういち	R6.4～R8.3
8	再任	渡利 光義	わたり てるよし	R6.4～R8.3
9	再任	野田 伸子	のだ のぶこ	R6.4～R8.3
10	再任	伊藤 貴明	いとう たかあき	R6.4～R8.3
11	再任	小鹿 孝	こしか たかし	R6.4～R8.3
12	新任	早野 治之	はやの はるゆき	R6.4～R8.3
13	新任	白坂 恵	しらさか めぐみ	R6.4～R8.3

令和6年度 函南町スポーツ推進委員会名簿（案）

No.	区分	氏名	(よみがな)	任期
1	任期中	島田 勉	しまだ つとむ	R5.4~R7.3
2	再任	坂上 敬治	さかうえ けいじ	R6.4~R8.3
3	再任	飯田 拓也	いいだ たくや	R6.4~R8.3
4	任期中	坂口 吉治	さかぐち よしはる	R5.4~R7.3
5	再任	伊藤 仁美	いとう ひとみ	R6.4~R8.3
6	再任	上杉 綾子	うえすぎ あやこ	R6.4~R8.3
7	再任	山地 正訓	やまじ まさのり	R6.4~R8.3
8	再任	鈴木 省三	すずき しょうぞう	R6.4~R8.3
9	再任	飯田 洋市	いいだ よういち	R6.4~R8.3
10	再任	渡利 光義	わたり てるよし	R6.4~R8.3
11	任期中	室伏 貴司	むろふし たかし	R5.4~R7.3
12	任期中	長島 輝	ながしま ひかる	R5.4~R7.3
13	再任	野田 伸子	のだ のぶこ	R6.4~R8.3
14	任期中	土屋 数馬	つちや かずま	R5.4~R7.3
15	再任	伊藤 貴明	いとう たかあき	R6.4~R8.3
16	再任	小鹿 孝	こしか たかし	R6.4~R8.3
17	新任	早野 治之	はやの はるゆき	R6.4~R8.3
18	新任	白坂 恵	しらさか めぐみ	R6.4~R8.3

○函南町スポーツ推進委員に関する規則

昭和37年7月9日教委規則第1号

改正

昭和54年1月23日教委規則第4号

昭和57年3月13日教委規則第4号

平成12年3月1日教委規則第1号

平成24年2月24日教委規則第1号

函南町スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基くスポーツ推進委員の職務その他、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項についての職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体、その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツの理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は18名とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由のあるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に、密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行なう上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年1月23日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年3月13日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月1日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の一部改正について

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱（平成 19 年函南町教育委員会告示第 4 号）を一部改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

優秀な成績を収めている選手に対して公平に、成績に準じて交付できるよう改正を行いたい。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日より。

函南町教育委員会告示第 号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱（平成19年函南町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
<p>第4 交付の条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、<u>国際競技会</u>に出場する場合に限り、20万円を限度とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 交付の条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、<u>オリンピック・パラリンピック</u>に出場する場合に限り、20万円を限度とする。</p> <p>(略)</p>

改正前			改正後		
別表			別表		
競技会の区分	交付の対象	激励金の額	競技会の区分	交付の対象	激励金の額
1 国際競技会	<p>(1) 町内に在住する者で、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「指定競技団体」という。）の選考、推薦等により、国際競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする</p>	1人当たり 10万円	1 オリンピック・パラリンピック	<p>(1) 町に住民登録を有する者で、オリンピック・パラリンピックに出場登録をした選手</p> <p>(2) 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。</p>	1人当たり 10万円
			2 世界大会	<p>(1) 町に住民登録を有する者で、財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「指定競技団体」という。）の選考、推薦等により、世界</p>	1人当たり 5万円 （ただし、国内開催の場合は1万円）

改正前				改正後			
					大会の開催要項に基づく出場登録をした選手		
					2) 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。		
				3 アジア競技会	1) 町に住民登録を有する者で、指定競技団体の選考、推薦等により、アジア競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手	1人当たり 3万円	
					2) 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	(ただし、国内開催の場合は1万円)	
2	全国競技会	1) 町内に在住する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績に	1人当たり 1万円	4	全国競技会	1) 町に住民登録を有する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた	1人当たり 1万円

改正前		改正後		
	<p>より、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町内に在住する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする</p>		<p>成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町に住民登録を有する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	
3 地域競技会	<p>(1) <u>町内に在住する者</u>で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町内に在住する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督又はコ</p>	1人当たり 5千円	<p>5 地域競技会</p> <p>(1) <u>町に住民登録を有する者</u>で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町に住民登録を有する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督</p>	1人当たり 5千円

改正前		改正後	
	<p>一チとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする</p>		
4 静岡県競技会	<p>(1) <u>町内に在住する者</u>で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町内に在住する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする</p>	1人当たり 3千円	
6 静岡県競技会	<p>又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>		
	<p>(1) <u>町に住民登録を有する者</u>で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) <u>町に住民登録を有する者</u>で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	1人当たり 3千円	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

平成19年4月1日教委告示第4号

改正

平成27年2月26日教委告示第2号

令和4年4月28日教委告示第9号

令和5年3月31日教委告示第5号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

第1 趣旨

町長は、スポーツの振興を図るため、スポーツの競技会に出場するアマチュアの選手等に対し、予算の範囲内において、激励金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付の対象及び額

別表のとおりとする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 競技会の開催要項の写し
- ウ 競技会へ出場することが確認できる書類
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

競技会へ出場することが決定した日から当該競技会へ出場する日まで

第4 交付の条件

- (1) 学校教育活動の一環として競技会に出場するときは、激励金は交付しない。
- (2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、国際競技会オリンピック・パラリンピックに出場する場合に限り、20万円を限度とする。
- (3) 同一の選手等が、同一の競技会において、複数の種目に出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。
- (4) 同一の選手が、同一の競技会において、監督又はコーチを兼任して出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。

- (5) 競技会に出場する選手等が未成年者であるときは、当該選手等の保護者が申請等の手続きを行うこと。
- (6) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (7) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

第5 変更報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更報告書(様式第3号)
 - イ 変更の事実が確認できる書類
 - ウ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
 - ア 競技会の中止又は延期の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで
 - イ 競技会に出場しなくなった日から起算して10日を経過した日まで

第6 結果報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 結果報告書(様式第4号)
 - イ 競技会へ出場したことが確認できる書類
 - ウ 競技会での成績が確認できる書類
 - エ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
 - 競技会の終了の日から起算して20日を経過した日又は激励金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書(様式第5号)
 - (2) 提出期限
 - 激励金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで
- 附 則
- (施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の廃止)

2 スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱(昭和62年函南町教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附 則(平成27年2月26日教委告示第2号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の激励金から適用する。

附 則(令和4年4月28日教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日教委告示第5号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の激励金から適用する。

別表

競技会の区分	交付の対象	激励金の額
1 国際競技会オリンピック・パラリンピック	(1) 町内に在住する者 町に住民登録を有する者で、 財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会(以下「指定競技団体」という。) の選考、 推薦等により、国際競技会の開催要項に基づき オリンピック・パラリンピックに出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 10万円
2 世界大会	(1) 町に住民登録を有する者で、財団法人日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会(以下「指定競技団体」という。)の選考、推薦等により、世界大会の開催要項に基づく出場登録をした選手	1人当たり 5万円 (ただし、国内開催の場合は1万円)

	<p>(2) 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	
3 アジア競技会	<p>(1) 町に住民登録を有する者で、財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む）、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「指定競技団体」という。）の選考、推薦等により、アジア競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手</p> <p>(2) 町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	<p>1人当たり 3万円 (ただし、国内開催の場合は1万円)</p>
4 全国競技会	<p>(1) 町内に在住する者町に住民登録を有する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	<p>1人当たり 1万円</p>
5 地域競技会	<p>(1) 町内に在住する者町に住民登録を有する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要</p>	<p>1人当たり5千円</p>

	<p>項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	
46 静岡県競技会	<p>(1) 町内に在住する者町に住民登録を有する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者町に住民登録を有する者、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする。</p>	1人当たり 3千円

スポーツ競技会出場選手等激励金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名

下記のスポーツ競技会に出場することとなったので、スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の規定により、激励金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

- (1) 交付申請金額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

スポーツ競技会出場選手等激励金の交付の決定について

第 号
年 月 日

氏 名 様

函南町長 氏 名 様

年 月 日付けで申請のあったスポーツ競技会出場選手等激励金の交付について、函南町補助金等交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定します。

1 決定の内容

- (1) 金 額
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

円

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

3 交付の条件

- (1) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 函南町補助金等交付規則及びスポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱を遵守すること。

変 更 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技会について、下記のとおり変更事項がありますので、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

2 申請事項

- (1) 交付申請金額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

3 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

様式第4号
様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

結 果 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技会が終了したので、関係書類を添えて結果を報告します。

1 結 果

- (1) 選手の氏名
- (2) 選手の住所
- (3) 結 果

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

様式第5号
様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により激励金の交付の確定を受けたスポーツ競技会出場選手等激励金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所
氏名



口座振替先金融機関

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱一部改正に伴う支出額の増減について【検討内容】

1 令和5年度申請状況

	R5実績
予算額(補正含む)	1,477,000
交付金額(交付決定後、欠場した者を除く)	1,162,000
残額	315,000

※ 令和6年3月4日現在

2 一部改正に係る支出増減

改正点	増額	減額	差引
競技会区分の新設	0	410,000	-410,000

3 減額対象として見込まれるもの

内容	人数	R5支出額	改正後支出額
国際競技会	5名	500,000	
改正後 国際競技会(国内開催)	4名		40,000
改正後 国際競技会	1名		50,000
合計		500,000	90,000

議案第 24 号

函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について

函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成 21 年函南町教育委員会告示第 3 号）の規定により、別紙の者を函南町放課後子ども教室コーディネーターに委嘱したので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

函南町放課後子ども教室コーディネーター候補者

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

NO	前任者	候補者		備考
		氏名	所属	
1	渡邊 法美	渡邊 法美	ボランティアリーダーわたげ代表	再任

○函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱

平成21年4月1日教委告示第3号

函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後、学校の休業日等に学校施設、公共施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）を実施することにより、子どもたちが地域社会において安心して健やかに育成される環境の整備を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 放課後子ども教室推進事業の対象は、小学校の児童とする。

(内容)

第3条 放課後子ども教室推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校施設、公共施設等を活用して、放課後、学校の休業日等における地域の子どもの安全で安心な活動の拠点又は居場所を提供すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもたちが地域社会において安心して健やかに育成される環境の整備を推進するために必要な活動

(実施主体)

第4条 放課後子ども教室の実施主体は、函南町教育委員会とする。ただし、事業の一部を次に掲げる要件に該当する団体に委託して実施することができる。

- (1) 町民が自主的に組織する団体で、営利を目的としないものであること。
- (2) 規約、会則等及び会員名簿を有し、民主的な運営が行われている団体であること。
- (3) 子育て支援及び青少年の健全育成を目的とし、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動（以下「育成活動」という。）を行っていること。
- (4) 地域における育成活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に当該育成活動を行っていること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。

(実施場所)

第5条 放課後子ども教室推進事業の実施場所は、学校施設、公共施設等のうち、放課後子ども教室推進事業を安全に安心して実施できる場所として放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める場所とする。

(実施回数等)

第6条 放課後子ども教室推進事業の実施回数は、運営委員会が別に定める。

2 放課後子ども教室推進事業は、年間を通じて、放課後、学校の休業日等に継続的に実施する。

(コーディネーター)

第7条 函南町放課後子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 函南町放課後子ども教室の総合的な調整
- (2) 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業との連携及び調整
- (3) 函南町放課後子ども教室の活動プログラムの企画・策定等
- (4) 保護者、ボランティア等に対する函南町放課後子ども教室への参加誘導
- (5) その他函南町放課後子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターは、青少年育成、地域コミュニティ活動等の知識経験を有する者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

4 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、コーディネーターが欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 函南町放課後子ども教室の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第25号

要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒で就学援助の認定を受けている者の継続認定及び廃止について承認を求めるものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年3月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	チェンバロ☆コンサート23 byチェンバロファンシアーズ	チェンバロファンシアーズ 代表者 杉山 佳代	令和6年7月20日(土) 三島市民文化会館小ホール	無料		
2	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	①令和6年6月29日(土)、30日(日) 神奈川県立足柄ふれあいの村 ②令和6年8月31日(土)、9月1日(日) 愛知県美浜少年自然の家 ③令和6年11月30日(土)、12月1日(日) 国立中央青少年交流の家	有料		
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2024年 3月 1日

函南町教育長 様

申請者

住所

氏名 尾身 千華

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	チェンバロ☆コンサート23 by チェンバロファンシアーズ		
期 日	2024年7月20日(土) 13時半~16時半頃		
会 場	三島市民文化会館小ホール		
主催者	団体名	チェンバロファンシアーズ	
	代表者	杉山佳代	
	所在地	〒410-0038 静岡県沼津市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	<input checked="" type="radio"/> 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	沼津市教育委員会、富士市、三島市、長泉町 教育委員会、裾野市、清水町教育委員会 (予定)

裏面があります。

<p>事業の対象 と 目 的</p>	<p>沼津市出身のチェンバリスト 杉山佳代先生を中心に、プロの演奏家、音楽愛好家、先生の生徒さんが、古楽器等での演奏を行い、お客様に気軽に楽しんで頂くことを目的とします。また、ルネサンス、バロック時代の音楽を皆様に普及させて頂く「場」として、開催する予定です。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>チェンバロやリコーダー、フラウト・トラベルソ等の古楽器を中心とした演奏会です。ルネサンス、バロック時代の曲をメインに演奏します。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>この演奏会は毎年開催しており、主に県東部の会場を使用しています。演奏会を知って頂くに辺り、市役所、役場、美術館、図書館、地区センター等、チラシを置かせて頂きたいため申請します。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ <u>無 料</u></p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

チェンバロ☆コンサート22

Byチェンバロファンシアーズ

2023年 7/8 (土)

千本プラザ 音楽ホール

沼津市本字千本 1910-206

1:30pm開演 1:00開場

入場無料

曲目

第5組曲 雌鳥/未開人 (新クラヴサン組曲集より) : J.P.ラモー

組曲第5番 : L.クーブラン

ロンドによる幻想曲 : J.S.バッハ

アリア「恐れるな、我が魂よ」 (カンタータBWV99より) : J.S.バッハ

アリア「愛の網で私の魂を導いてください」 (カンタータBWV96より) : J.S.バッハ

トリオソナタBWV1039 : J.S.バッハ

未来予想図II : 吉田美和

演奏技法用トリオットとスケルツォ第2番ニ長調 トリオット : G.P.テレマン

五重奏曲 Pavan/the Night Watch/Heigh ho Holiday : A.ホルボーン

協奏曲第4番 Adagio/Allegro/Allegro : J.B.d. ボワモルティエ

ソナタ第6番 (忠実な羊飼いより) : N.シェドヴィル

出演

テノール・・・真鍋匡

フルード・・・岩崎さゆみ 長田治代

クラウド・トラヴェルソ・・・石和美和 田澤尚方

リコーダー・・・青木里砂 井口秩久 石和美和

高木富士子 武石富士雄

バロック・ヴァイオリン・・・原田武雄

チェロ・・・村上曜

チェンバロ・・・尾身千華 杉山佳代 鈴木真澄 田中祐子

* 入場は無料です。当日お越しください

* お問い合わせ 055-962-3229 (杉山)

* 主催：チェンバロファンシアーズ

* 後援：沼津市教育委員会、富士市、三島市、長泉町教育委員会、清水町、伊豆の国市、伊豆市

* 感染症等の状況により、緊急連絡先の情報提供にご協力をお願いする場合がございます。

* いただいた個人情報は、お客様、出演者、スタッフが感染した場合、公的機関に連絡先情報を提供する目的の範囲内でのみ使用します。

♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪ 演奏者 ♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

テノール …… 真鍋 匡
フルート …… 岩崎さゆみ 長田治代
フラウト・トラヴェルソ …… 石和美和 田澤尚方
リコーダー …… 青木里砂 井口秩久 石和美和 高木富士子 武石富士雄
ヴァイオリン …… 原田武雄
チェロ …… 村上曜
チェンバロ …… 尾身千華 杉山佳代 鈴木真澄 田中祐子



チェンバロコンサート22

by チェンバロ ファンシアーズ

2023年7月8日(土)

午後1:00開場

1:30開演

千本プラザ 音楽ホール

4

本日は、チェンバロファンシアーズのコンサートにお越しいただき、大変ありがとうございます。

このコンサートは、杉山佳代のチェンバロ門下生による演奏会として始まりました。フルート奏者石和美和先生のご指導とご協力により、チェンバロの通奏低音による、他の楽器や声楽のアンサンブルも楽しむことができいております。お客様をはじめ、さまざまな方に支えられ、22回目を迎えることができ、大変感謝しております。

♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

私たちと一緒にチェンバロの音楽を楽しみませんか。
ご興味がありましたら、是非声をおかけください。

チェンバロファンシアーズ 055-962-3229 (杉山)



*主催 チェンバロファンシアーズ

*後援 沼津市教育委員会、富士市、三島市、長泉町教育委員会、清水町、伊豆の国市、伊豆市

(第1号様式)

令和6年2月29日

函南町教育委員会 教育長 様

住所 980-0014
宮城県仙台市青葉区本町
1-12-12GMビル3階

申請者 宮城復興支援センター
氏名 センター長 茂木 秀樹 
(連絡先) 

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	国際交流&イングリッシュキャンプ		
期 日	※別添をご参照ください		
会 場	※別添をご参照ください		
主催者	団体名	宮城復興支援センター	
	代表者	センター長 茂木 秀樹	
	所在地	980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 1-12-12GMビル3階	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	※別添をご参照ください
		後 援	※別添ご参照ください

裏面があります。

4

<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>※別添をご参照ください</p>		
<p>事業内容</p>	<p>※別添をご参照ください</p>		
<p>申請理由</p>	<p>※別添をご参照ください</p>		
<p>入場料</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 料 ・ <input type="checkbox"/> 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>1泊2日 27,300円(税抜)~ ※避難生活児童は無償</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

☆ 静岡県 ☆

【東日本大震災・全国各地災害による仮設住宅入居児童様・避難所入所児童様及び、
コロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助】

【災害の風化防止及び危機意識向上及び防災意識向上】

【子どもたちの国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進】

を目的にした『国際交流 & イングリッシュキャンプ』事業計画書

[事業名称]

国際交流&イングリッシュキャンプ

[事業開催日程]

(期間)

2024年04月06日(土)～2024年12月22日(日)

(開催日程・集合解散場所・会場)

06/29(土)-30(日)：静岡駅⇄神奈川県立足柄ふれあいの村

08/31(土)-01(日)：浜松駅⇄愛知県美浜少年自然の家

11/30(土)-01(日)：静岡駅・富士駅⇄国立中央青少年交流の家

[参加費用] *無償と有償があります。

●無償：*各回10名迄無償招待(キャンプが年間10回開催の場合、10回×10名=計100名)

- ・被災地から避難した避難生活児童・仮設住宅入居児童・避難所入所児童
- ・児童養護施設入所児童 ・上記に付随する条件や施設と主催者が認めた児童

●有償：*上記の無償条件に該当しない小学生

- ・1泊2日27,300円(税抜)/(参加費用内訳：バス送迎費・宿泊や施設利用費・活動部材費・有償ボランティア謝金・コロナ感染予防対策費・その他)

*非営利団体のため、余剰金は小学校での「留学生による無償出前授業」・「防災無償出前授業」に活用させていただきます。 詳細は別添「留学生による小学校無償出前授業」をご参照下さい。

[小学生参加者数]

小学生参加者数：各回110人(有償参加者数100人・無償招待参加者数10人)

引率大人参加者数：各回32～38人 *外国人・日本人ボランティアは、近隣地域の大学生・大学院生です。

→当団体職員4人・看護師1人・保育士or幼稚園教諭1人

→日本人ボランティア6～7人 →外国人ボランティア20～25人

[事業運営体制]

(復興支援事業企画・運営) NPO 宮城復興支援センター

(後援申請予定) 県教育委員会. 県内各市町村教育委員会

文科省. 外務省. 復興庁. こども家庭庁・スポーツ庁・他

(その他) 本事業は旅行業法に基づき、旅行会社を通して“バス手配・宿泊施設手配”を実施。

[事業目的]

■復興支援の側面：

- ・宮城復興支援センターの名称で本事業を継続活動することにより、東日本大震災・全国各地の災害の風化防止のきっかけになること。
- ・宮城復興支援センターの名称で本事業を継続活動することにより、子どもたちや保護者が災害の危機意識・防災意識の向上をしてもらうきっかけになること。
- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の中で自分の命を守ることの大切さのアクティビティ(90分)を実施すること。
- ・震災の影響で“被災地から被災地外に避難した避難生活児童様・仮設住宅入居児童様・避難所入所児童様を無償招待”し、笑顔や元気を取り戻すきっかけになること。
- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の余剰金を活用し小学校で防災無償出前授業(年間50～70校)を実施すること。

■国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進の側面：

- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の中で留学生や海外留学経験者との交流により“世界は広いということや世界には様々な文化・習慣・考え・容姿の違い”などがあることを体験してもらうこと。
- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の中で留学生や海外留学経験者との交流により“英語が話せると世界が広がること・楽しくなるということ”を体験してもらうこと。
- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の中で留学生や海外留学経験者との交流により“努力している留学生たちを目の当たりにして努力すれば可能性はいくらでも広がる”という自信を養ってもらうこと。
- ・“発災時から現在まで全国の皆様に支援して頂いたことへの御礼”として、本事業の余剰金を活用し小学校で留学生による無償出前授業(年間50～70校)を実施すること。

■コロナ渦による子どもたちの心のケアの側面：

- ・子どもたちが外出や様々な社会的制限を強いられていたことで、自由に遊べていませんでした。大自然の中で大勢の同世代の子どもたちと自由気ままに遊べる機会をつくり、ストレス軽減の一助や社会生活の活力のきっかけになること。

■児童養護施設の子どもたちに感受性を育む機会を無償提供する側面：

- ・全国の児童養護施設に入所している子どもたちに、キャンプに無償参加して頂ける機会を継続的につくります。キャンプで五感を刺激する体験をしていただくことで、感受性を育むきっかけ作りをしてもらうこと。

■その他：

- ・全て自分で行う共同生活を通して“おうちの人や学校の先生に感謝する気持ち”を養うこと。

[事業背景]

1) 被災した子どもたちの継続的な心のケアが必要

「国際交流&イングリッシュキャンプ」は、2011年3月11日に起きた東日本大震災により心に傷を負った仮設住宅入居児童様・みなし仮設住宅入居児童様・被災地から被災地外に避難した避難生活児

童様・その他間接的に被災した児童様を対象に“子どもの心のケア”の一環として、2012年夏に宮城県でスタートしました。家族や友達が犠牲になった子どもたち・津波で家を流された子どもたち・当時の悲惨な記憶を忘れられない子どもたちなど、直接的・間接的に震災の被害にあった子どもたちの心のケアが大きな課題となっています。

2) 新しい支援のカタチが必要

まだまだ復興に時間がかかる被災地に対して、全国の方々は“どのような支援のカタチ”があるか模索し悩んでいます。被災地から遠く離れた地域でも自分たちが被災地の商品を購入すること、有償イベントに参加することで、その費用の一部が支援に使われることは“支援の新しいカタチ”と捉えています。キャンプに有償参加することで、被災児童様が無償参加できるようになること・被災地の小学校に国際交流無償出前授業(現在は東北・関東で実施)が開催されることなど、“新しい支援のカタチ”として考えております。

3) 継続的な活動による風化防止及び危機意識の向上が必要

災害により日本全国の方より支援を頂きました。支援されるだけではなく自立して行くことが必要であり、そして恩返しも必要です。それでは恩返しは何ができるのでしょうか。支援を頂いた方々一人一人には中々難しいです。当団体の活動時に“必ず防災のお話”をします。防災の話を児童や保護者様にすることで、少しでも風化防止・危機意識向上・防災意識向上に繋がれば恩返しになります。

4) グローバル化時代に対応できる柔軟性が必要

世界には多種多様な人種・文化・習慣・宗教・言語などがあることを知り、ダイバーシティ(多様性)を学ぶ必要がますます強まって来ています。国境を越え視野を広げて多様な考え方を学ぶことで、子どもたちの“協調性・積極性・自主性・国際性”だけではなく、柔軟性を養うことができます。柔軟性を養うことで、多種多様な社会の中でも活動するスキルが身につきます。

[復興支援の内容]

① 被災児童様のキャンプ無償招待について

各回のキャンプに5~10人の被災地の仮設住宅入居児童様・避難所入所児童様及び被災地から県外に避難した避難生活児童様を無償で招待させて頂いております。2012年にキャンプ開催以来、約1500名の被災児童様をご招待させて頂きました。最後の仮設住宅が閉鎖になるまで引き続き継続して行きます。*被災児童の保護者様からの無償参加へのお礼の手紙を別途貼付させて頂きます。

② 留学生による小学校無償出前授業について(現在は全国で開催中)

“東日本大震災で東北の支援を頂いた御礼”として、小学校様に留学生を無償派遣し、国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進をはかって頂きます。

毎年、全国で50~70校に、多国籍の留学生を小学校様に無償で派遣させて頂きます。小学校様における小学校外国語活動の補完や国際理解活動の一助として活用して頂ければ幸いです。

② 小学校での防災無償出前授業について(現在は全国で開催中)

“東日本大震災で東北の支援を頂いた御礼”として、小学校様に当団体職員を派遣し、その地域におこりうる災害のテーマで防災無償出前授業を全国50~70校で実施させて頂きます。子どもたちの危機意識や防災意識の向上の一助として活用して頂ければ幸いです。

③ 当団体の活動自体が風化防止・危機意識の向上・防災意識の向上に繋がることについて

当団体の全ての継続的な活動が、子どもたちのみならず保護者様や関係者様への風化防止に繋

がっています。また、どのような活動の中でも、必ず防災(自分の身をどのように守るか)のお話をします。そのお話自体が、危機意識の向上や防災意識の向上に繋がっています。

[キャンプの内容]

小学生 20~25名のグループに留学生 4~5名と海外留学経験者 1名がつき、1泊2日(もしくは2泊3日)の共同生活を送ります。英語による名刺交換会・世界おもしろ〇×クイズ・英語と体を使った野外アクティビティ・留学生や海外留学経験者との世界の文化や習慣を知る国際交流ワークショップ・留学生との食事など、様々な楽しい活動を通して国際交流及び多文化共生ができるようになっていきます。また 2018年度から、防災イングリッシュアクティビティとして、危機意識向上と防災知識向上ができるアクティビティの実施もしくは資料の配布を導入しています。

[キャンプ 1泊2日実施スケジュール(例)]

* 【2泊3日がある場合】は、1泊2日の2日目のスケジュールが3日目に移動し、2日目は 09:00~12:00 及び 13:00~17:00 が野外イングリッシュアクティビティとなり、それ以外は朝夕と食事は同内容になります。

■ 1日目

- 08:00 指定場所に集合(留学生がお出迎え)
- 08:30 集合場所から出発 ★バス内で留学生と交流 ★自己紹介とキャンプの目標を発表
- 11:00 宿泊施設到着/開会式 12:00 昼食(宿泊施設で提供)と休憩
- 12:45 自己紹介(グループ毎に児童は日本語、留学生は英語と日本語で自己紹介!)
- 13:15 ネームカード交換会 13:45 国際交流ワークショップ「世界おもしろ〇×クイズ」
- 15:00 野外イングリッシュアクティビティ A ★イングリッシュ「逃走中」ゲーム
- 17:00 夕食(留学生と BBQ)*施設の設備により BBQが無い場合もあり*
- 18:30 野外イングリッシュアクティビティ B ★キャンプファイヤー ★星空の下で国際交流
- 20:00 入浴&自分たちで布団敷き
- 21:00 国際交流ワークショップ(日本と違う世界の文化・習慣を留学生たちに聞いてみよう!)
- 21:30 消灯・就寝

■ 2日目

- 06:00 起床&身支度&みんなでお掃除 07:00 英語による体操と朝の会
- 08:00 朝食(宿泊施設で提供)と休憩
- 09:00 野外イングリッシュアクティビティ C
★イングリッシュ「パイレーツ」ゲーム ★世界のゲーム
- 10:30 防災イングリッシュアクティビティ ★留学生と英語で楽しく防災知識を学ぼう!
- 12:00 昼食(宿泊施設で提供)と休憩
- 13:00 国際交流ワークショップ ★ワールドサイン会 ★卒業証書授与
- 14:30 THE「国際交流」もうすぐお別れ。留学生と遊んだりお話しをしたり、最後の国際交流。
- 15:30 お別れ会(グループ毎に英語を交えて感想を発表・グループの代表が英語で感想を発表!)
- 16:00 施設から出発
- 18:30 解散場所に到着&外国式のお別れをしよう!

■子どもたちのコロナ感染予防対策について

各機関のコロナ感染予防対策を遵守し、

- * キャンプ参加数日前より、体温記録及び健康確認を実施。
- * 前日に、抗原検査等による感染確認を実施。
- * 当日の集合場所の受付時に、検温及び健康確認・消毒等・マスク着用確認を実施。
- * 当日の活動施設入所前に、検温及び健康確認・消毒等・マスク着用確認を実施。
- * 当日のアクティビティ開始前・開始後に、検温及び健康確認・消毒等・マスク着用確認（マイク着脱のアクティビティの場合は別）を実施。
- * 当日の食前・食後に、検温及び健康確認・消毒等・マスク着脱方法説明・会話時の注意事項説明を実施。
- * その他、体育館や宿泊室の活動・入浴時などは、施設のガイドライン等に則り感染予防対策を実施。

<< 当団体におけるコロナ感染予防対策について >>

■活動施設における感染予防対策

- ・活動する施設(国立・県立・市立・民間)の【独自のコロナ感染予防対策ガイドライン】を遵守。
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構の【国立青少年教育施設における感染防止対策事例集】を参考に予防対策を実施。
- ・スポーツ庁の【社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン】を参考に予防対策を実施
- ・内閣官房の【新型コロナウイルス感染症対策】を参考に予防対策を実施。

■送迎バスにおける感染予防対策

- ・送迎するバス会社の【独自のコロナ感染予防対策ガイドライン】を遵守。
- ・公益社団法人日本バス協会の【バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第6版)】を参考に予防対策を実施。

「国際交流&イングリッシュキャンプ」収支予算書
 2024/06/29(土)-30(日): 静岡駅⇄神奈川県立足柄ふれあいの村

団体名 : NPO宮城復興支援センター

■ 収入の部

区分	数量	単価	小計	内訳
小学生有償参加費	100	27,300	2,730,000	1泊2日の参加費 (*有償参加100人・無償招待参加10人)
主催者負担	1	30,700	30,700	
			合計	¥2,760,700

■ 支出の部

区分	数量	単価	小計	内訳
全体雑費一式	1	100,000	100,000	その他必要経費 (7行化子部材・消耗品・文具・その他雑費)
コロナ感染予防対策費一式	1	50,000	50,000	感染予防対策のための消耗品等の購入及び検査キット等
施設宿泊費(大人)	35	1,540	53,900	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設宿泊費(小人)	110	770	84,700	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設食費(大人)	35	3,000	105,000	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
施設食費(小人)	110	2,600	286,000	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
BBQ食費・備品一式	0	0	0	1日目:夕(BBQ食材一式)
施設雑費一式	1	150,000	150,000	・キャンプファイヤー一式・各会場利用費(体育館・研修室・講堂等) ・ドリンク代・アレルギー保持者代食費・ベジタリアン食事など
往復バス費	3	300,000	900,000	往復バス費・往復高速費・燃料費・回送費
人件費(有償バイトA)	1	50,000	50,000	有償バイトA(進行スタッフ):2日間
人件費(有償バイトB)	2	35,000	70,000	有償バイトB(緊急車両運転転乗方スタッフ):2日間
謝金交通費(ボランティア看護師)	1	50,000	50,000	ボランティア看護師(他等による看護業務):2日間
謝金交通費(ボランティア保育士)	0	0	0	ボランティア保育士(ホームシック等によるメンタルケア業務):2日間
謝金交通費(ボランティア留学生)	20	10,000	200,000	ボランティア留学生:2日間
謝金交通費(ボランティア日本人)	8	3,000	24,000	ボランティア日本人:2日間
宿泊費(バイトA・B)	2	8,000	16,000	バイトAB前泊宿泊費
交通費一式	1	250,000	250,000	・緊急車両業務運搬レンタカー代(4日間)一式 ・ガソリン代・高速代一式・宮城からの職員交通費・有償バイトの交通費
通信費一式	1	50,000	50,000	・郵送費(申込書・しおり・忘れ物)
デザイン費一式	1	50,000	50,000	・Web・DTP制作費・チラシ印刷費・思い出写真仕上げ及びアップ費 ・ワークショップ資料制作費・ワークショップ資料印刷費
傷害総合保険一式	1	80,000	80,000	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
旅行代理店手数料(7%)	100	1,911	191,100	有償参加者×参加費27,300円×0.07%
			合計	¥2,760,700

< 特記事項 >

- * 子どもの人数の内訳は、有償参加者100人・被災児童及び児童養護施設の無償招待参加者10人になります。
- * 上記は1回のキャンプ開催時の収支になります。
- * 上記は税抜金額になります。

「国際交流&イングリッシュキャンプ」収支予算書
 2024/08/31(土)-01(日): 浜松駅⇄愛知県美浜少年自然の家

団体名 : NPO宮城復興支援センター

■ 収入の部

区分	数量	単価	小計	内訳
小学生有償参加費	100	27,300	2,730,000	1泊2日の参加費 (*有償参加100人・無償招待参加10人)
主催者負担	1	95,000	95,000	
			合計	¥2,825,000

■ 支出の部

区分	数量	単価	小計	内訳
全体雑費一式	1	100,000	100,000	その他必要経費 (アタリ紙/印刷材/消耗品/文具/その他雑費)
コロナ感染予防対策費一式	1	50,000	50,000	感染予防対策のための消耗品等の購入及び検査キット等
施設宿泊費(大人)	35	1,690	59,150	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設宿泊費(小人)	110	780	85,800	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設食費(大人)	35	3,210	112,350	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
施設食費(小人)	110	3,060	336,600	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
BBQ食費・備品一式	0	0	0	1日目:夕(BBQ食材一式)
施設雑費一式	1	150,000	150,000	・キャンプファイヤー一式 ・各会場利用費(体育館・研修室・講堂等) ・ドリンク代・アレルギー保持者代餐食・ベジタリアン食事など
往復バス費	3	300,000	900,000	往復バス費・往復高速費・燃料費・回送費
人件費(有償バイトA)	1	50,000	50,000	有償バイトA(進行スタッフ):2日間
人件費(有償バイトB)	2	35,000	70,000	有償バイトB(緊急車両運転兼整務スタッフ):2日間
謝金交通費(ボランティア看護師)	1	50,000	50,000	ボランティア看護師(経我等による看護業務):2日間
謝金交通費(ボランティア保育士)	0	0	0	ボランティア保育士(ホームシック等によるメンタルケア業務):2日間
謝金交通費(ボランティア留学生)	20	10,000	200,000	ボランティア留学生:2日間
謝金交通費(ボランティア日本人)	8	3,000	24,000	ボランティア日本人:2日間
宿泊費(バイトA・B)	2	8,000	16,000	バイトAB前泊宿泊費
交通費一式	1	250,000	250,000	・緊急車両兼荷物運搬レンタカー代(4日間)一式 ・ガソリン代・高速代一式 ・宮城からの職員交通費・有償バイトの交通費
通信費一式	1	50,000	50,000	・郵送費(申込書・しおり・忘れ物)
デザイン費一式	1	50,000	50,000	・Web・DTP制作費・チラシ印刷費・思い出写真仕上げ及びアップ費 ・ワークショップ資料制作費・ワークショップ資料印刷費
傷害総合保険一式	1	80,000	80,000	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
旅行代理店手数料(7%)	100	1,911	191,100	有償参加者×参加費27,300円×0.07%
			合計	¥2,825,000

< 特記事項 >

- * 子どもの人数の内訳は、有償参加者100人・被災児童及び児童養護施設の無償招待参加者10人になります。
- * 上記は1回のキャンプ開催時の収支になります。
- * 上記は税抜金額になります。

「国際交流&イングリッシュキャンプ」収支予算書
 2024/11/30(土)-01(日): 静岡・富士駅⇄国立中央青少年交流の家

団体名 : NPO宮城復興支援センター

■ 収入の部

区分	数量	単価	小計	内訳
小学生有償参加費	100	27,300	2,730,000	1泊2日の参加費 (*有償参加100人・無償招待参加10人)
主催者負担	1	108,300	108,300	
			合計	¥2,838,300

■ 支出の部

区分	数量	単価	小計	内訳
全体雑費一式	1	100,000	100,000	その他必要経費 (7ケビデ材・消耗品・文具・その他雑費)
コロナ感染予防対策費一式	1	50,000	50,000	感染予防対策のための消耗品等の購入及び検査キット等
施設宿泊費(大人)	35	2,800	98,000	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設宿泊費(小人)	110	900	99,000	施設利用料・寝具リース費等:1泊2日分
施設食費(大人)	35	2,920	102,200	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
施設食費(小人)	110	2,800	308,000	1日目:昼・夕、2日目:朝・昼
BBQ食費・備品一式	0	0	0	1日目:夕(BBQ食材一式)
施設雑費一式	1	150,000	150,000	・キャンプファイヤー一式・各会場利用費(体育館・研修室・講堂等) ・ドリンク代・アレルギー保持者代替食・ベジタリアン食等
往復バス費	3	300,000	900,000	往復バス費・往復高速費・燃料費・回送費
人件費(有償バイトA)	1	50,000	50,000	有償バイトA(進行スタッフ):2日間
人件費(有償バイトB)	2	35,000	70,000	有償バイトB(緊急車両運転兼煮飯スタッフ):2日間
謝金交通費(ボランティア看護師)	1	50,000	50,000	ボランティア看護師(怪我等による看護業務):2日間
謝金交通費(ボランティア保育士)	0	0	0	ボランティア保育士(ホームシック等によるメンタルケア業務):2日間
謝金交通費(ボランティア留学生)	20	10,000	200,000	ボランティア留学生:2日間
謝金交通費(ボランティア日本人)	8	3,000	24,000	ボランティア日本人:2日間
宿泊費(バイトA・B)	2	8,000	16,000	バイトAB前泊宿泊費
交通費一式	1	250,000	250,000	・緊急車両兼荷物運搬レンタカー代(4日間)一式 ・ガリン代・高速代一式・宮城からの職員交通費・有償バイトの交通費
通信費一式	1	50,000	50,000	・郵送費(申込書・しおり・忘れ物)
デザイン費一式	1	50,000	50,000	・Web・DTP制作費・チラシ印刷費・思い出写真仕上げ及びアップ費 ・ワークショップ資料制作費・ワークショップ資料印刷費
傷害総合保険一式	1	80,000	80,000	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
旅行代理店手数料(7%)	100	1,911	191,100	有償参加者×参加費27,300円×0.07%
			合計	¥2,838,300

< 特記事項 >

- * 子どもの人数の内訳は、有償参加者100人・被災児童及び児童養護施設の無償招待参加者10人になります。
- * 上記は1回のキャンプ開催時の収支になります。
- * 上記は税抜金額になります。

宮城復興支援センターの団体概要

宮城復興支援センターの活動概要

日頃より災害救援に携わる国内外ボランティア団体・その他各種団体と協力し、行政機関と密な連携を保ちながら速やかな被災者救援等必要な活動や被災地域の復興活動を側面から支援すること、そして阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災を踏まえ、民間の災害対策マニュアルの策定を、行政の災害対策マニュアル（防災マニュアル）に絡むことを目的として活動しています。

宮城復興支援センターについて

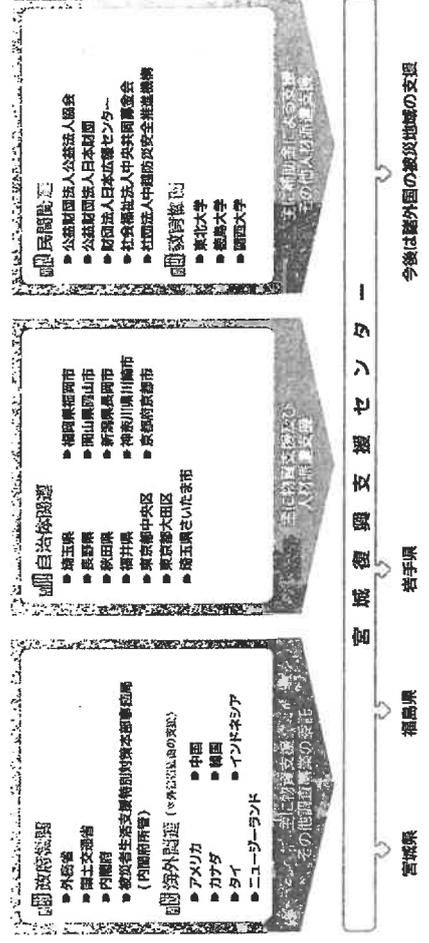
名称	宮城復興支援センター
設立	2011年3月14日
代表	センター長 茂木 秀樹（もき ひでき）
住所	【本部】 宮城県仙台市青葉区本町1-12-12 GMビルディング2階 【宮城北地区ハックアップセンター】 宮城県登米市米川字山下4-4 【築地アンテナショップ】 東京都中央区築地4-14-18 「宮城復興マルシェ」
連絡先	【本部】 TEL 022-398-9148 FAX 022-398-9968
メール	info@ganbaro-miyagi.com
URL	【公式サイト】 http://www.ganbaro-miyagi.com 【活動ブログ】 http://ganbaro-miyagi.seesaa.net/
提携団体	社団法人中越防災安全推進機構 復興ハックアップセンター TEL 0258-36-8141 FAX 0258-86-7789 URL http://c-bosai-anzen-kikou.jp/

活動内容

直接支援
 災害救援に携わる国内外ボランティア団体・その他各種団体と協力し、行政機関と密な連携を保ちながら、速やかな直接支援（物資支援、ボランティア派遣支援、避難所及び仮設住宅運営支援、健康増進及び心のケア支援、経済活性化支援等）を行うとともに、被災地域の復興活動を側面から支援します。

今後10年間の支援活動

今後数年間の直接支援（物資支援、ボランティア派遣支援、避難所及び仮設住宅運営支援、健康増進及び心のケア支援、経済活性化支援等）のケーススタディをもとに、民間の災害対策マニュアルを策定し、行政の災害対策マニュアル（防災マニュアル）に絡むための活動をします。



宮城復興支援センターの活動実績

○直接支援（現在の人道支援）

1. 物資支援

- 避難所協力支援** 佐賀県、埼玉県、東京都大田区、福岡県福岡市、新潟県長岡市、埼玉県さいたま市、岡山県岡山市、京都府京都市、神奈川県川崎市、外宮県福由（米国・ニュージラランド・タイ・韓国・インドネシア・中国）
- 支援地域** 社団法人中越防災安全推進機構、NPO 法人 NPO さいたまネットワーク、市民キャピタルネットワーク、日本財団、ほか多数 宮城県及び福島県、特に第三避難所、石巻市、仙台市（10年間の民間災害対策マニュアル作成に伴うラゲースタッフをつくるため）

支援内容
 2011年3月19日が1回目の物資供給として、主に自治体の政府・自治体の支援が行き届かない指定避難所である小規模避難所及び未指定避難所である工場や自宅等被災者宅への物資支援活動を支援。定期的に定額物資を届けることで、物資と一緒に「継続性」を届けて心のケアにつなげる。
 ・3月中は「生命維持（食料、飲料、医薬品、衣服）」にわかかわる約400tの物資支援。
 ・4月～5月は「生活維持（消耗品であるトイレペーパー、ティッシュ、おむつ、使い捨て食器等）」にわかかわる約200tの物資支援。
 ・6月～9月は「生活上（洗濯機、ドライヤー、扇、調理器具等）」にわかかわる約100tの物資支援。
 その他、7月から9月にかけて仙台市の依頼により、仙台市及び沿岸部の仮設住宅向けの「仮設住宅用生活用品セット（新生活旅行セット1部、半分の食器類、風呂用マット、その他生活用具）」を6000セットを、9月末までに約4000セット（市町村・NPO、町内会、仮設住宅）に物資支援。

効果
バックアップセンターにより「不要な人・もの・仕事」が発生しない仕組みを構築
 ・県外の自治体をハックアップセンターにすることで、県外の自治体が県民や在居より物資を届め、それを自治体が高品目ことに仕上げ、被災地の当センターが必用と判断したものをだけを被災地に届けてもらうことで、被災地での仕分けが不要となり避難所に余計な「人・もの・仕事」がなくなつた。
小規模避難所及び自宅被災者宅へのピンポイント運送の仕組みを構築
 ・行先は大規模避難所（数千人単位の被災者）及び中規模避難所（数百人単位の被災者）の支援が確保されており、多岐ある小規模避難所（数十人から100名単位の被災者）や自宅被災者宅（自宅に避難してはいる被災者）にはカーピスが活躍している。仙台市内のNPO、被災地のNPOや町内会や自治体、全国から来るボランティア団体のネットワーク化をはかり、小規模から大規模の運用による定期便（必らず隔日に開始する仕組み）の運送システムを構築。

2. ボランティア派遣支援

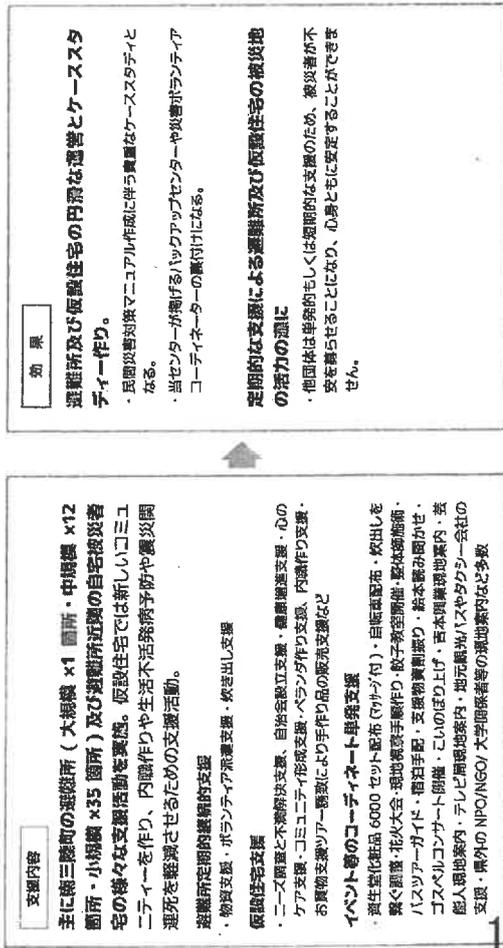
- 要請協力募集** ・当センターWebサイトより登録して頂いた507名の個人ボランティア
- 支援地域** 宮城県（仙台市、多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町、南三陸町、黒川市、東松島市、石巻市、気仙沼市）

支援内容
 これまでに入数として2000人以上（当センター管理下で活動400人位・当センターが管理下外で活動1600人位）、延べ日数にして180,000日以上のボランティアを管轄内に派遣。
 主に、阪神大震災や中越地震の情報収集、物資管理センターでの物資の管理・物資などの運送、炊き出し・心のケア、避難所や仮設住宅でのニーズ調査、仮設の撤去等のボランティア活動を支援。

効果
被災地でのボランティアのルーラル化・組織化の必要性を立証
 ・1～2日限、土日のみ、朝日のみなど短期間しか活動できないボランティアは被災地では不足するようになる傾向が強く、作業の非効率化と被害者の疲弊（毎日違うボランティアに作業方法の教習）に繋がっていました。それをルーラル化（継続的・継続活動できる）に繋がり、1週間活動できる方は毎月1日入り翌月1日入り日曜日、1ヶ月間活動できる方は毎月1日入り翌月1日入りによる継続的引き継ぎと、組織化（ボランティア1名と1週間活動できるボランティア5人スタッフ構成が「チーム」としてボランティア活動）。

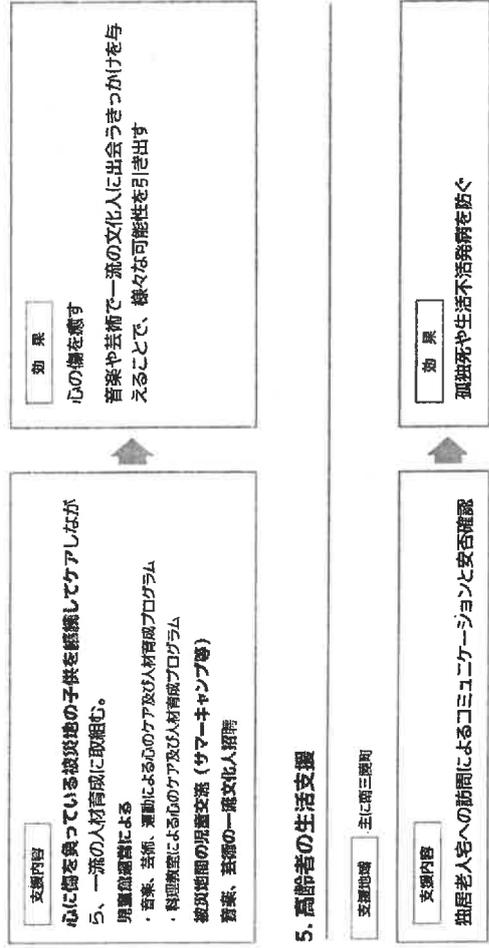
3. 避難所及び仮設住宅運営支援

連携協力組織 南三陸町、各種非営利団体、民間企業（養生堂、古本圖書、パネッセ等）、放送局、大学 ほか
支援地域 南三陸町、石巻市、仙台市



4. 子供の心のケア支援

連携協力組織 オルフェウス交響楽団 (NY)、Asian Cultural Council (NY)、カザルスホールを守る会、その他
支援地域 宮城県、岩手県、福島県、中国四国



5. 高齢者の生活支援

支援地域 主に南三陸町



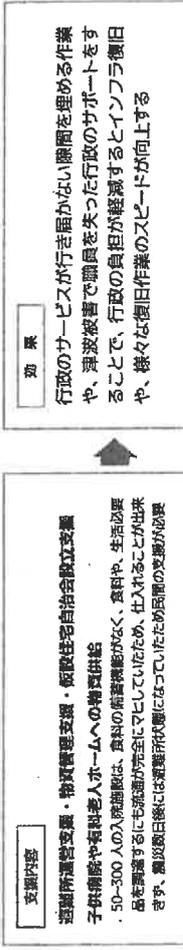
6. 経済活性化支援

連携協力組織 東京都中央区：築地場外市場 復興支援店舗「緑の駅」
NPO 急の街づくり協議会：築地場外市場 復興支援店舗「緑の駅」
JTB、観光旅行：お買物支援ツアー
築地仲卸流通組合、(株)食文化：販路開拓



7. 行政との各種連携支援

連携協力組織 仙台市役所、南三陸町役場、石巻市役所
支援地域 仙台市、南三陸町、石巻市





定 款

第 1 章 総則

(名称)
第 1 条 本会は、宮城復興支援センターと称する。
(事務所)
第 2 条 本会は、事務所を宮城県仙台市に置く。
(目的)

第 3 条 災害救援に携わる国内外ボランティア団体・その他各種団体と協力し、行政機関と綿密な連携を保ちながら速やかな被災者救援等必要な活動や被災地域の復興活動を側面から支援すること、そして阪神淡路大震災・中越地震・中越地震・東日本大震災を踏まえ、民間の災害対策マニュアルの策定を、行政の災害対策マニュアル(防災マニュアル)に紐込むことを目的とする。

第 4 条 本会は、本会の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。尚、本会の活動の一一つである物資支援業務は、後方支援先として社団法人中越防災安全推進機構と提携をしている。

○直接支援
災害救援に携わる国内外ボランティア団体・その他各種団体と協力し、行政機関と綿密な連携を保ちながら、速やかな直接支援(物資支援・ボランティア派遣支援・避難所及び仮設住宅運営支援・運動促進及び心のケア支援・経済活性化支援等)を行うとともに、被災地域の復興活動を側面から支援する。

○今後 10 年間の支援活動
今後数年間の直接支援(物資支援・ボランティア派遣支援・遊離所及び仮設住宅運営支援・運動促進及び心のケア支援・経済活性化支援等)のケーススタディをもとに民間の災害対策マニュアルを策定し、行政の災害対策マニュアル(防災マニュアル)に紐込むための活動をする。

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 本会には、次に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び企業、団体。

(入会及び会費)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 会費の額は別に規則において定める。

(退 会)

第 7 条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員がいづれかの場合に該当するときは代表理事の議決を経て退会とみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を 1 年以上滞納したとき

(除 名)

第 8 条 会員がいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名譽を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第 9 条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員

(役員の種類及び定款)



定 款

第 10 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を代表理事、2 人を常務理事とする。

(選任等)

第 11 条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 代表理事、常務理事は、理事会において互選により定める。

3 監事は、総会で選任する。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 12 条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (2) 本会の財産の状況を監査する。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても第 10 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のためにその職務の執行に支障があると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章

(会議の種類)

第 15 条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 16 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第 17 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 会費の額 (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他総会の運営に関する必要な事項

定 款

- 2 総会は、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。
(会議の開催)
- 第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合。
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
(3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合には開催する。
(1) 代表理事が必要と認めた場合。
(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(招集)

- 第19条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の1週間前までに発して行わなければならない。
3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはウェブサイト、E-mailをもって、開会日の3日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合は、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
4 前条第2項第1号もしくは第2号または前条第3項第2号の請求があった場合は、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。
- 第20条 総会および理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規定による。
(会議の運営方法)

(議決)

- 第21条 総会は、正会員が6名以上出席した場合開催する。
2 理事会は、理事が3名以上出席した場合に開催することとする。
- 第22条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
2 総会および理事会において、第19条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
(書面議決等)
- 第23条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3 第1項の代理人は、別に規定で定める代理権を証する書面を会議ごと議長に提出しなければならない。
- 4 第1項、第2項及び第24条の規定により表決権を行使する構成員は、第21条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
(書面等による議決)
- 第24条 代表理事は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはウェブサイト、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

定 款

- 第5章 資産および会計
(資産の構成)
- 第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 活動に伴う収入
(5) 資産から生じる収入
(6) その他の収入
(事業年度)
- 第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
(事業計画および収支予算)
- 第27条 本会の事業計画および収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
(事業報告および決算)
- 第28条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。
- 第6章 定款の変更、解散等
(定款の変更)
- 第29条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て変更することができる。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(解散)
- 第30条 本会は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の議決
(2) 目的とする活動の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
- 2 前項の第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
(合併)
- 第31条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、合併することができる。
(残余財産の帰属先)
- 第32条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第7章 雑則
(事務局)
- 第33条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局の組織運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。(実施規則)
- 第34条 この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

宮城復興支援センター役員名簿
(2023年04月01日時点)

役職名	氏名	職業等
センター長 (代表理事)	茂木 秀樹	一般社団法人こども未来応援センター 理事長 NPO 法人 SADAKO LEGACY 常務理事
理事 (事務局長)	船田 究	宮城復興支援センター 事務局長
理事	高山 純人	株式会社博報堂 DY ホールディングス
監事	高橋 朋広	株式会社ユアテック

宮城復興支援センター 代表者の経歴
(2023年04月01日時点)

■基本情報：

所属 宮城復興支援センター
役職 センター長
名前 茂木秀樹／もぎひでき
生年月日 1975年04月14日
出身地 宮城県仙台市

■経歴：

○学歴

東北学院大学経済学部卒

○役員・理事歴

【現任】

宮城復興支援センター センター長(常勤)

一般社団法人こども未来応援センター(理事長)

NPO 法人サダコレガシー 理事(非常勤)



国際交流

国際交流



「国際交流&イングリッシュキャンプ」を運営します。宮城復興支援センターです。
宮城復興支援センターでは「国際交流&イングリッシュキャンプ」に有償参加して頂いた方の参加費用の一部を活用して、下記活動を継続して実施しております。

- 被災地の仮設住宅入居児童様や日本全国に避難した避難生活児童様をキャンプに無償招待し、“子どもたちの心のケア支援”。
- キャンプや本プロジェクト「留学生による小学校無償出前授業」を継続的に活動することでの、“震災の風化防止”。
- 本プロジェクト「留学生による小学校無償出前授業」を通して、“被災地に支援をして頂いた自治体様への御礼”。

上記の通り「留学生による小学校無償出前授業」は、東日本大震災でお世話になった日本全国の自治体様への御礼のために立ち上がったプロジェクトです。留学生が小学校で出前授業をさせていただきますが、謝礼金や交通費は一切頂きません。多くの小学校様に活用して頂ければ幸いです。

< 活用方法は？ >

留学生たちが小学校に無償で出前授業をします。
国際交流・多文化共生・英語教育など活用方法は様々です。ご相談下さい。

< 活用範囲は？ >

小学校様の活動・PTAによる行事や活動・教育委員会様の事業

< 無償範囲は？ >

謝礼金・交通費すべてが無償です。小学校様から頂戴する費用は一切ありません。
*留学生には当団体で謝礼金・交通費をお支払します。

< 留学生は？ >

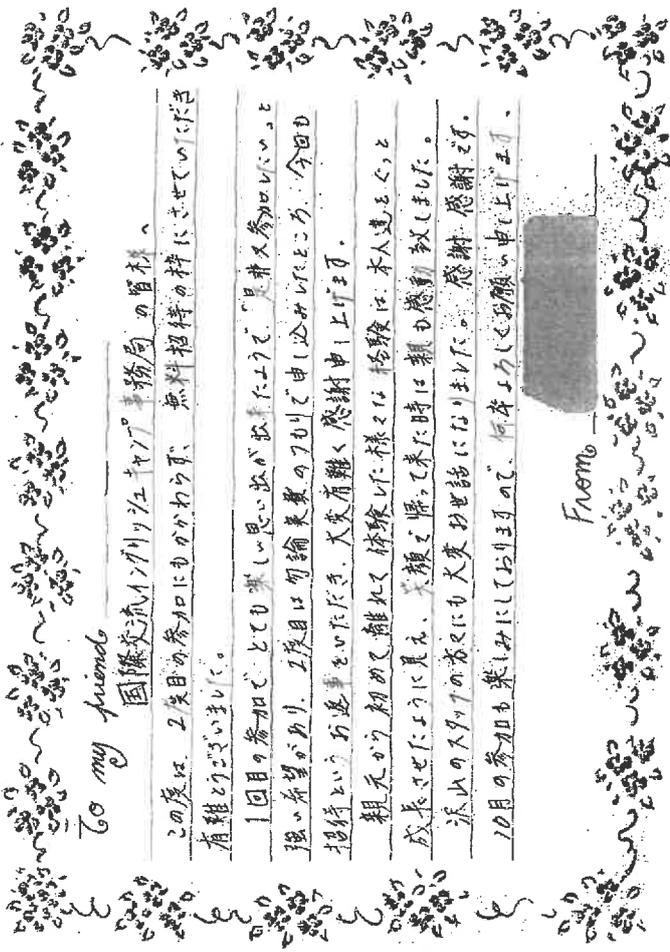
下記所属の日本語・英語が話せる大学生・大学院生が訪問します。
東北：東北大等 関東・中部：東大・早大・慶大・一・大・明大・中央大・外大・筑大・名大・名工大等



国際交流&イングリッシュキャンプ

「国際交流&イングリッシュキャンプ」事務局(宮城復興支援センター内)
〒980-0014 仙台市青葉区本町1-12-12 電話:022-722-6231

※本プロジェクトは、被災地での小学校での出前授業の運営です。



To my friends

国際交流イングリッシュキャンプ事務局の皆様へ

この度は、2度目の参加にもおかわらず、無料招待の枠にさせていただき有難うございました。

1回目の参加でとても楽しい思い出ができました。是非不参加の心にと強い希望があり、2度目は勿論来集のつもりで申し込みましたところ、今回も招待というお返事をいただきました。大変な難く感謝申し上げます。

親元から初めての経験は様々ですが、体験は本人達にと、成長させたように見え、笑顔で帰って来た時は親も感動致しました。派山のスタッフの方にも大変お世話になりました。感謝、感謝です。10月の参加も楽しみにしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

From



この度は、2度目の参加にもおかわらず、無料招待の枠にさせていただき有難うございました。

1回目の参加でとても楽しい思い出ができました。是非不参加の心にと強い希望があり、2度目は勿論来集のつもりで申し込みましたところ、今回も招待というお返事をいただきました。大変な難く感謝申し上げます。

親元から初めての経験は様々ですが、体験は本人達にと、成長させたように見え、笑顔で帰って来た時は親も感動致しました。派山のスタッフの方にも大変お世話になりました。感謝、感謝です。10月の参加も楽しみにしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

POST CARD

9800014

仙台市青葉区本町1丁目12-12
復興支援センター内)

国際交流イングリッシュキャンプ
事務局 御中

この度は、イングリッシュキャンプに招待して頂き本当にありがとうございました。
被災で避難して以来、心が狭んだ事もあり旅行に出かける事もなく、息子には淋しい日々だったかも知れませんが、そんな時このような企画に出会えて参加させて頂く事ができて息子も大変うれしかったです。行く前からとても楽しみにしていましたし、帰って来ても楽しかった。ご連絡していました。本当に感謝しています。これからこのような

企画、お願ひします。時は、お返し。
ふるさとのお返しの思い、絵画コンクール2011 記念
絵画、お返しにさせていただきます。

↑お母様からのお返しの手紙



↑参加本人からのキャンプ時の写真付のお返しの手紙